

建設工事に係る土地の形質変更について



令和8年1月

広島市水道局技術管理課

主な内容

【水道局】

土壤汚染対策法に基づく土地の形質の変更届出について (Q&A)

(抜粋説明)

【お願い】

本研修で紹介するQ&Aは、
水道局の「資料室フォルダ」に保存されている、水道局の
**「土壌汚染対策法に基づく土地の形質の変更届出について
(Q&A)」**
の一部を、抜粋し、表現を簡易にしたものであるため、**研修後、取
り扱いについて参考にする際は、本資料ではなく、上のQ&Aを
確認してください。**

Q&A（水道局）

Q. **届出をしていない工事**において、**施工途中**で計画の変更等により土地の形質変更面積の合計が**届出対象以上**となった場合、**着手済の区間も含めて届出が必要か**。

A. 「**残工事区**」の面積で判断する。

届出をしていない工事において、工事着手後に面積が変更となった場合は、**変更面積の増加が確定した時点の未施工分の面積と増加した面積を合計した「残工事区」**で判断することとなり、それが届出対象面積以上となれば、届出が必要となる。

Q&A (水道局)

【届出をしていない工事における残工事区による判断の例】

施工予定面積：2700m²

追加工事施工面積：500m²

追加工事が確定した時点の施工済面積：2000m²

= 追加工事が確定した時点の未施工面積：700m²

残工事区の面積：未施工700m² + 追加500m² = 1200m²

「残工事区」の面積が3000m²を超えないため、届出は不要

注意：「変更面積の増加が確定した時点」により結果が変わるため、記録を残し、
事実に基づき判断すること。

Q&A（水道局）

【補足】

「未施工分の面積」を算出する際に必要な**「着手済」**の範囲
(広島市水道局における判断)

【一般的な水道工事の場合の判断】

試験掘や舗装切断を行った時点で着手したものと見なす。

なお、その他の工事については、個別の行為や実施主体等を総合的に判断し、面積を算出する。

【注意】

「変更面積の増加が確定した時点」の扱いについては、施工途中における届出要否の判断に大きく影響するため、注意すること。

Q&A (水道局)

Q. **届出をしていない工事**において、**施工途中**で計画変更等により形質変更面積が増加し、残工事区の形質変更面積が**届出対象以上**になったが、**残工事区**における施工内容が路面復旧工事のみ等で、**最大掘削深さが50cm未満**である場合、届出は不要か。

A. **必要**である。

最大掘削深さは残工事区のみで判断せず、**工事（事業）単位で判断**する。

また、届出が不要と判断されるには、最大掘削深さ以外に、**搬出や飛散及び流出についても必要**。

Q&A (水道局)

Q. **届出をしていない工事**において、**施工途中**で計画の変更等により形質変更面積が増加し、残工事区が**届出対象以上**となった場合、届出を行うが、**工事は継続してよいか**。

A. **届出の提出日から審査終了までの期間**（通常30日間）は、土地の形質変更を伴う作業については**中止**してもらうこととなる。

Q&A (水道局)

Q. **届出をした工事**において、**施工途中**で計画の変更等により土地の形質変更面積が一部**増加**した場合、届出の要否については、未施工分の面積と増加した面積を合計した「**残工事区**」により判断してよいか。

A. 「残工事区」で判断はしない。
届出を行った工事において、全体面積が増加した場合、その**規模に関係なく**、増加した範囲についての**届出が必要**となる。

Q&A（水道局）

Q. **届出をした工事**において、**実施では届出対象面積を超えないことが明らか**となった。その後、届出の**範囲外を掘削**する必要が生じたが、**それを加えても届出対象面積未満**である場合、届出は不要か。

A. 不要である。

既に届出したものであるか否かは関係なく、**工事全体**の土地の形質変更面積が**届出対象未満**のものについては、届出**不要**である。

Q&A (水道局)

Q. **届出をした工事**において、施工途中で計画の変更等により土地の形質変更面積が増加し、届出を行う場合、**工事全体を中止**する必要があるか。

A. 形質変更を新たに行う土地においての形質変更を伴う作業については中止する必要があるが、既に、届出により**地歴が確認され、着手が認められた範囲**については、**中止する必要はない**。

Q&A（水道局）

Q. ガソリンスタンドの跡地等は、調査命令の対象となると聞いたが、有害物質使用特定施設の事業場リストには含まれていない。

有害物質使用特定施設等に係る土地の形質変更面積を確認する際、**ガソリンスタンド等、有害物質使用特定施設の事業場リストには無い施設も含める必要があるのか。**

A. 含める必要はない。

ただし、**届出された範囲にガソリンスタンド等**の特定の有害物質や薬品を取扱っている施設がある場合は、**調査命令**の対象となりうる。

なお、広島市水道局の水質管理課のある**高陽浄水場の敷地**も同様となる。

監督員の確認作業

【着手前】

- 設計者に届出状況について確認（届出範囲の確認）
- 工事の予定形質変更面積を確認
- 受注者へ届出の状況について情報提供（「施工条件明示」）
- 届出が必要となる行為を受注者に説明（届出範囲外の施工等）
- 届出区域外の施工の可能性について整理（ストッパー追加等）

【着手後】

- 受注者の施工予定等確認（範囲外の掘削、面積の増加、工程）
- 届出に伴う必要な措置（一部施工内容の一時中止等）
- 関係者との協議及び工程調整（工程等変更、土壌調査、予算）

土壤汚染対策法関連資料等

- ・フロー図（水道局）
- ・Q&A（水道局） など

技管WEB

➡ 設計・施工関連

➡ 土壤汚染対策法に基づく一定の規模以上の
土地の形質の変更届出に関する事務手順

水道局

➡ «01»常用 ➡ 技術管理課 ➡ 技術管理課資料室

➡ 03事務手引等

➡ 土壤汚染対策法に基づく一定の規模以上の
土地の形質の変更届出に関する事務手順

Q&A（水道局）

Q. 既存の資料、Q&Aやフロー図のみで、全ての届出の判断をしてもよいか。

A. してはならない。
届出について疑義が生じた場合は、以下法所管課又は技術管理課に問い合わせること。

法所管課（問合せ先）

○ 広島市域
広島市環境局環境保全課
TEL:082-504-2188

○ 広島県域（府中町、坂町）
広島県西部厚生環境事務所広島支所 衛生環境課
TEL：082-513-5537